

平成28年度第5回総会（月例）議事録

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|------------|-------------|--------|-------|-------|-------------------------------|-------|-------|-------|-----------------------------------|-----|--------|-----|-------|--|-------|--|------|--|-------|--|-------|--|-------|--|--------|
| 日 時 | 平成28年7月28日（木） 午前10時開会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 場 所 | みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出席委員 (18名) | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入来 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> </tr> <tr> <td>園山 一則</td> <td>弟子丸 宗一</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td>堀之内 薫</td> <td>村山 利清</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上四元 正昭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>飯屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td></td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福永 大吾</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外園 義興</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横峯 明人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> </table> | 上入来 幸一（会長） | 松下 清美（会長代理） | 有村 伊智博 | 岩元 節朗 | 園山 一則 | 弟子丸 宗一 | 中村 秀彦 | 鳩宿 隆雄 | 堀之内 薫 | 村山 利清 | | 上四元 正昭 | | 飯屋 幸孝 | | 豊留 辰男 | | 永尾 寛 | | 福永 大吾 | | 外園 義興 | | 横峯 明人 | | 脇田 サトエ |
| 上入来 幸一（会長） | 松下 清美（会長代理） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有村 伊智博 | 岩元 節朗 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 園山 一則 | 弟子丸 宗一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中村 秀彦 | 鳩宿 隆雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堀之内 薫 | 村山 利清 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 上四元 正昭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 飯屋 幸孝 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 豊留 辰男 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 永尾 寛 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 福永 大吾 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 外園 義興 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 横峯 明人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 脇田 サトエ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 欠席委員 (1名) | 堂免 修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事 務 局 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">事務局長</td> <td>川村</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>永野</td> </tr> <tr> <td>支局主任</td> <td>引地、小山田、大小田、中村、吉永、稲付、陣ヶ尾、濱畑、吉村</td> </tr> <tr> <td>専門員</td> <td>徳永</td> </tr> <tr> <td>主 査</td> <td>栗須、内村、宇出津、山口、上原、河野、二俣、有田 原口、高橋</td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td>村山</td> </tr> <tr> <td>主 事</td> <td>池田</td> </tr> </table> | 事務局長 | 川村 | 主 幹 | 永野 | 支局主任 | 引地、小山田、大小田、中村、吉永、稲付、陣ヶ尾、濱畑、吉村 | 専門員 | 徳永 | 主 査 | 栗須、内村、宇出津、山口、上原、河野、二俣、有田 原口、高橋 | 主 任 | 村山 | 主 事 | 池田 | | | | | | | | | | | | |
| 事務局長 | 川村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主 幹 | 永野 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支局主任 | 引地、小山田、大小田、中村、吉永、稲付、陣ヶ尾、濱畑、吉村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専門員 | 徳永 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主 査 | 栗須、内村、宇出津、山口、上原、河野、二俣、有田 原口、高橋 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主 任 | 村山 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主 事 | 池田 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農政総務課 | 主 査 村田 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 題 | <ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農地利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 9 農地法第3条の下限面積について 10 鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報 告 事 項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 相続税の納税猶予に関する件について（税務署照会） 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地パトロールについて | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

議

長

開 会 (午前10時00分)

定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度第5回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、堂免委員から出されています。

次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、外園委員、横峯委員にお願いいたします。

今回は、部会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

それでは、議題の審議に入って参ります。

| 議 題 | |
|---|---|
| 議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～6ページ 9件 | |
| 議 長 | <p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、13番委員お願いします。</p> |
| 13番委員 | <p>ご報告します。 番号1号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：労力不足、権利の種別の内容：所有権移転、売買。 番号2号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、吉野、1番委員お願いします。</p> |
| 1番委員 | <p>ご報告します。 番号3号、相手要望、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、桜島、2番委員お願いします。</p> |
| 2番委員 | <p>ご報告します。 番号4号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、喜入、8番委員お願いします。</p> |
| 8番委員 | <p>ご報告します。 番号5号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、松元、15番委員お願いします。</p> |
| 15番委員 | <p>ご報告します。 番号6号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 番号7号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 番号8号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号9号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| 議 | 長 | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」9件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> |
| <p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>7ページ～10ページ 6件</p> | | |
| 議 | 長 | <p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」喜入の番号16号及び松元の番号17号の案件が、この第4条許可申請に関連するので、併せて審議していただきたいと思えます。</p> <p>まず、谷山、13番委員お願いします。</p> |
| 13番委員 | | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：一般住宅、住家1棟111.84㎡、庭敷地等106.16㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…宅地、西・北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号2号、共同住宅、共同住宅2棟381.21㎡、駐車場548.00㎡、通路等414.65㎡、東…河川、西…雑種地、南…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…河川放流、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、吉野、1番委員お願いします。</p> |
| 1番委員 | | <p>ご報告します。</p> <p>番号3号、共同住宅、共同住宅1棟185.28㎡、駐車場511.37㎡、通路等224.35㎡、東・北…宅地、西・南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、喜入、8番委員お願いします。</p> |

| | |
|---------|---|
| 8 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号4号、共同住宅、共同住宅1棟106.69㎡、駐車場150.00㎡、通路等88.31㎡、東・西・南…宅地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号5号、車庫、車庫1棟26.54㎡、通路等83.46㎡、東…市道、西…雑種津、南…宅地、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきましては、16ページ5条申請の番号16と関連がありますので、引き続き説明いたします。</p> <p>番号16号、権利の種別：使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟78.66㎡、庭敷地等366.34㎡、東…市道、西…雑種地、南…別件4条申請地、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>これらの2件について、補足して説明をいたします。今回申請された5条申請の農地の一部を貸人が車庫及び通路に無断で転用していた事実が判明しました。そのため、代理人を通じ、この無断で転用した車庫及び通路部分を別途4条申請による追認許可を受けるように指示を行い、始末書添付の上、今回4条及び5条に分け申請していただいたものです。貸人には、代理人を通じて農地を転用する際には農地法の許可が必要であることを指導しました。なお、詳細につきましては支局職員より説明を行います。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局より補足説明をお願いします。</p> |
| 喜 入 支 局 | <p>それでは、この件につきまして補足説明をいたします。(図面掲示)</p> <p>今説明がありました場所ですが、喜入町に所在し、東側に市道が通っています。</p> <p>問題は、ここに済んでいらっしゃる方が、隣地に農地を持ってらっしゃって、この方の子供夫婦が隣地の農地に家を建てたいということで、5条申請がきました。使用貸借で申請が出たんですが、我々も調査に行って、境界を確認していったところ、農地の中に車庫を作って、通路部分も作っていた事実が判明したものですから、そこで一旦現地調査を終えて、事情を聞いたところ、住宅を作って、数年後にここに車庫を作ってしまったということが判明しました。そのため農業委員会としては、全部の農地の中に無断転用の部分があるものですから、これを含めての許可はできないということを判断しまして、ここだけとりあえず面積を出してくれということで急いで求積をしてもらい、この部分については追認許可を受けるために4条申請をしてもらいました。そして残りの部分を、今回5条申請をしていただいたというような経緯でございます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、松元、15番委員をお願いします。</p> |

| | |
|--|---|
| 15番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号6号、通路、通路25.00㎡、東・南…宅地、西…宅地、別件5条申請地、北…私道、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきましては、17ページの番号17と関連がありますので、併せて説明申し上げます。</p> <p>番号17号、権利の種別：所有権移転、売買、資材置場、資材置場429.00㎡、東…宅地、別件4条申請地、西・南…山林、北…里道、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南東に約3.5kmに位置する第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>申請人は、不動産業を営んでおり、申請地を自社の事業用の資材置場として利用するために転用するものです。また、隣接する4条番号6の土地については、申請地への通路として利用するために、併せて4条許可を申請するものです。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」6件及び議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」番号16、17号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> |
| <p>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 11ページ～18ページ 21件</p> | |
| 議長 | <p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先程喜入及び松元の2件につきましては、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の19件について審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、谷山、13番委員お願いします。</p> |

| | |
|-----------|---|
| 1 3 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：店舗等、自動車修理工場1棟193.90㎡、車両置場等750.10㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…県道、西・南・北…他人田、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号2号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟140.79㎡、庭敷地等477.21㎡、東…宅地、市道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請地は母親から贈与を受け、住家を建築するものです。面積が500㎡を超過しておりますが、周りを住宅に囲まれており一筆転用とすることがやむを得ないものと判断したものです。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟128.35㎡、庭敷地等232.65㎡、東…宅地、西・北…他人田、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟95.43㎡、庭敷地等105.57㎡、東・西…宅地、南…里道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、建売住宅、住家15棟998.60㎡、通路、公園585.40㎡、庭敷地等2,811.00㎡、東…里道、南…水路、西…雑種地、水路、北…宅地、水路、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、事務局から補足説明をいたします。</p> |
| 議 長 | 事務局より補足説明をお願いします。 |
| 谷 山 支 局 | <p>それでは番号5について、補足説明をいたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は中山町にあり、永田川沿いに位置します。</p> <p>(以下、図面と照らしながら説明)</p> <p>計画によりますと、貸家は黄色く塗られた農地部分に建売住宅15棟を建築するものです。</p> <p>なお、市街化調整区域において面積が3,000㎡を超え5,000㎡未満であることから、鹿児島市宅地開発に関する条例第16条により目的が住宅建築の場合、開発面積の「6%以上」の広さを持つ公園を設置することにしてあります。</p> <p>この場合は全体面積が4,395㎡ですので、295㎡の面積であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | 続きをお願いします。 |

| | |
|-----------|---|
| 1 3 番 委 員 | <p>番号6号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟59.53㎡、庭敷地等188.47㎡、東…里道、西…他人畑、南…渡人畑、北…公園、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請地は昔住家があったとのことで、隣接地を含め取り壊した跡でくずが散乱した状況でありました。そこで代理人を通じて始末書の提出と復元指導を行い、隣接地を含め元の農地に復元したことを昨日写真にて確認をいたしましたので、今回の転用はやむを得ないものと判断しました。</p> <p>番号7号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟70.45㎡、庭敷地等140.55㎡、東・南…市道、西…宅地、他人畑、北…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、店舗等、給油所1,500.00㎡、東…県道、西…宅地、雑種地、南…雑種地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝。</p> <p>この件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、受人が経営する給油所の隣接地であります。</p> <p>今回、給油所の一部が県道拡幅にかかることからその分を補うため、雑種地を含めて申請がありました。ここは給油をする車が非常に多く、給油ターミナルに到着する前に道路上に縦列している状況であるので申請地に縦列させ、混雑を解消するものです。</p> <p>番号9号、所有権移転、贈与、共同住宅、共同住宅2棟379.36㎡、駐車場312.50㎡、通路等1,082.14㎡、東…市道、西…渡人畑、南…里道、渡人田、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号10号、賃借権、設定、車両置場、車両置場1,106.00㎡、東・北…国道、西・南…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 次に、吉野、1番委員お願いします。 |
| 1 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、建売住宅、住家4棟194.40㎡、通路1173.33㎡、庭敷地等899.27㎡、東…他人畑、西…里道、南…市道、北…宅地、山林、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号12号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟90.25㎡、庭敷地等401.75㎡、東…宅地、西…渡人畑、南…市道、北…山林、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 次に、喜入、8番委員お願いします。 |

| | |
|-----------|---|
| 8 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、植林、クヌギ150本、東・北…河川、西…山林、南…宅地、雑種地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟60.14㎡、庭敷地等180.86㎡、東…私道、西…他人畑、南…別件5条申請地、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟52.99㎡、庭敷地等195.01㎡、東…私道、西…他人畑、南…市道、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 次に、松元、15番委員お願いします。 |
| 1 5 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号18号、所有権移転、売買、植林、クヌギ20本99.00㎡、東…他人畑、西・南…市道、北…水路、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号19号、所有権移転、売買、植林、クヌギ25本176.00㎡、東…市道、西・南…渡人畑、北…山林、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 次に、郡山、18番委員お願いします。 |
| 1 8 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号20号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟78.66㎡、庭敷地等260.64㎡、法面181.70㎡、東…市道、西…水路、南…宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号21号、所有権移転、売買、建売住宅売買、住家1棟54.00㎡、庭敷地等103.54㎡、東・南…宅地、西…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>平成28年度第1回農地部会で、渡人に対しての建売住宅3棟建築の5条転用許可については、許可済みになっております。</p> <p>今回の申請は、渡人が建築した建売住宅のうち、1棟と分筆後の1筆の所有権移転に係るもので、本来は許可不要です。</p> <p>しかし、当該地は土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業完了するまで、所有権移転を行うには、不動産登記法上（34条1項4号）農地法の許可書の添付を求められることから、便宜的に許可を行う必要があるものです。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p> |
| 16番委員 | <p>今回もかなり規模の大きな建売住宅等が申請されていますが、4月から都計法の規制が強化されたと聞いておりますが、この分等は4月以前の申請ですか。</p> |
| 議 長 | <p>3月まで受け付けた分です。非常に多いものですから、まだまだ出てくると思います。処理が追いついてない状況です。</p> |
| 16番委員 | <p>わかりました。</p> <p>それから、17ページの番号18ですが、建築業の法人が、わざわざ99㎡の農地を買ってクヌギを20本植えるという申請の理由は何ですか。</p> |
| 15番委員 | <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>譲受人は、申請地にクヌギを栽培し、原木からしいたけを採取しようとするもので、定款に定められている林産物の生産・加工・販売業務を行おうとするものです。</p> |
| 16番委員 | <p>わかりました。</p> |
| 議 長 | <p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」19件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。但し、転用面積が3,000㎡以上である番号5号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p> |

| 議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 19ページ～20ページ 3件 | |
|--|---|
| 議 長 | <p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>伊敷、松元地区に合意解約の通知が出ております。 委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>(しばらく経ってから)</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」3件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p> |
| 議題5. 非農地認定に関する件 21ページ～24ページ 8件 | |
| 議 長 | <p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、13番委員お願いします。</p> |
| 13番委員 | <p>ご報告します。 番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号2号、調査結果：住家1棟、49年経過、現況宅地。 番号3号、調査結果：杉、約50年経過、現況山林。 番号4号、調査結果：杉、約50年経過、現況山林。 以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、吉野、1番委員お願いします。</p> |
| 1番委員 | <p>ご報告します。 番号5号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、喜入、8番委員お願いします。</p> |
| 8番委員 | <p>ご報告します。 番号6号、調査結果：孟宗竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。</p> |

| | |
|--|---|
| 議 長 | 次に、松元、15番委員お願いします。 |
| 15番委員 | ご報告します。 番号7号、調査結果：住家1棟、25年経過、現況宅地。 番号8号、調査結果：唐竹、雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。 |
| 議 長 | ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5。「非農地認定に関する件」8件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。 |
| 議題6. 農地利用変更届出に関する件 25ページ～26ページ 5件 | |
| 議 長 | 次に、議題6。「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 まず、吉田、14番委員お願いします。 |
| 14番委員 | ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土をして、畑としての利便性を高める。工事開始日：平成28年8月1日、工事終了日：平成28年11月30日、周囲の状態：東・南…市道、西…他人畑、北…宅地、境界…土留、作物…飼料、高さ…0.7m～1.4m、搬入土…シラス、黒土。 番号2号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土をして、畑としての利便性を高める。工事開始日：平成28年8月1日、工事終了日：平成28年12月31日、周囲の状態：東…里道、西・南…宅地、北…別件農変届出地、境界…土留、作物…飼料、高さ…0.6m～0.8m、搬入土…シラス、黒土。 番号3号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土をして、畑としての利便性を高める。工事開始日：平成28年8月1日、工事終了日：平成28年12月31日、周囲の状態：東…里道、西…他人畑、南…別件農変申届出地、北…宅地、境界…土留、作物…飼料、高さ…0.6m～0.8m、搬入土…シラス、黒土。 以上です。 |
| 議 長 | 次に、松元、15番委員お願いします。 |

| | |
|---|---|
| 1 5 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号4号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：隣接道路より低いため盛土をして、畑としての利便性を高める。工事開始日：平成28年8月1日、工事終了日：平成29年1月31日、周囲の状態：東…他人田、西…別件農変申届出地、南…水路、北…県道、境界…土留、作物…甘しょ、高さ…2.0～4.0m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>番号5号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：隣接道路より低いため盛土をして、畑としての利便性を高める。工事開始日：平成28年8月1日、工事終了日：平成29年1月31日、周囲の状態：東…別件農変申届出地、西・北…県道、南…水路、境界…土留、作物…甘しょ、高さ…2.0～4.0m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6、「農地利用計画変更届出に関する件」5件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p> |
| <p>議題7. 農用地利用集積計画に関する件 27ページ～44ページ 44件</p> | |
| 議 長 | <p>次に、議題7、「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、事務局から報告をお願いします。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>議題7.「農用地利用集積計画に関する件」についてご説明申し上げます。 27ページをお開きください。</p> <p>「議案第7号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成28年7月31日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権19件35,066.00㎡、うち新規17件28,501.00㎡、賃借権25件32,799.00㎡、うち新規16件23,888.00㎡、合計44件67,865.00㎡、うち新規33件52,389.00㎡となっております。</p> <p>次に28ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間3年が8件、10年が7件、5年から10年未満が2件、1年から3年未満、5年が各1件となっております。</p> <p>次に29ページをお願いします。</p> <p>これは、27ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に10年が13件、5年が5件、5年から10年未満が4件、3年が3件となっております。</p> <p>次に30ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権35筆、賃借権36筆、計71筆。面積は、田25,644.00㎡、畑29,012.00㎡、樹園地13,209.00㎡、計67,865.00㎡うち更新分は、15,476.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は44人。うち更新分は11人となっております。</p> <p>次に31ページから44ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> |

| 議題 8. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 6 件 | |
|---|---|
| 議 長 | 次に、議題 8. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 まず、松元、15 番委員お願いします。 |
| 15 番 委 員 | <p>ご報告します。2 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、貸資材置場。</p> <p>4. 現況、申出地は、上谷口町横道地区にあり、松元支所から南東へ約 1 km に位置し、東・北側は水路、西・南側は宅地に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び用件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>続きまして、6 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅。</p> <p>4. 現況、申出地は、春山町火ノ丸地区にあり、松元支所から南東へ約 4.3 km に位置し、東・南側は他人田、西側は水路、北側は里道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び用件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>続きまして、10 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅。</p> <p>4. 現況、申出地は、春山町大谷地区にあり、松元支所から南東へ約 2.8 km に位置し、東・西側は他人畑、南側は里道、北側は宅地に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び用件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>続きまして、14 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅。</p> <p>4. 現況、申出地は、春山町大谷地区にあり、松元支所から南東へ約 2.8 km に位置し、東・西側は他人畑、南側は里道、北側は宅地に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び用件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 次に、郡山、18 番委員お願いします。 |

| | |
|-----------|--|
| 1 8 番 委 員 | <p>ご報告します。18ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、特別養護老人ホーム。</p> <p>4. 現況、申出地は、郡山町大浦地区にあり、郡山支所から北北西へ約3kmに位置し、東側は市道、西・北側は他人畑、南側は宅地に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び用件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>続きまして、22ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、駐車場。</p> <p>4. 現況、申出地は、郡山町大浦地区にあり、郡山支所から北北西へ約3kmに位置し、東・北側は他人畑、西側は水路、南側は雑種地に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び用件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p> |
| 1 6 番 委 員 | <p>申出人だけが申請をしているわけですが、転用をする土地の所有者についてこの調書に出てこないのは、どういう理由ですか。</p> |
| 農 政 総 務 課 | <p>この変更申出書につきましては、譲渡人と譲受人の連名での申請になっております。調書は譲受人のみの記載です。書類上は連名に出しております。</p> |
| 議 長 | <p>申し込みは連名で出ているのですね。</p> |
| 農 政 総 務 課 | <p>そうです。</p> |
| 1 6 番 委 員 | <p>除外をする農地については、所有者には転用をするという了解を取っているということですね。</p> |
| 議 長 | <p>そういうことです。</p> |

| | |
|---------------------------------------|---|
| 1 6 番 委 員 | 除外が済んだ後に、5条許可申請をするということになりますね。そうすると二重になるからだという意味もあるのでしょうか。わかりました。 |
| 議 長 | <p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10。「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」6件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> |
| 議題9. 農地法第3条の下限面積について 別冊資料3 | |
| 議 長 | <p>続きまして、議題9。「農地法第3条の下限面積について」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>別冊資料3の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の下限面積について、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。</p> <p>「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日付けで一部改正され、その中で、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要について審議することとなっております。</p> <p>このため、今年度の下限面積の設定については、以下の通り提案をいたします。</p> <p>（1）農地法施行規則第17条第1項の適用について 方針 現行の下限面積20アールの変更は行わない。 理由 2015農林業センサスで、管内の農家で20アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の約4割であるため。</p> <p>（2）農地法施行規則第17条第2項の適用について 方針 現行の下限面積20アールの変更は行わない。 理由 遊休化率の高い地区もあるが、農地の細分化や転用目的の農地取得防止のためこれ以上下限面積は下げない。 参考としまして、2ページ目以降に、設定方法や試算結果、関係法令等添付してございますので、お目通し下さい。 以上です。</p> |

| | |
|---|---|
| 議 長 | <p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9。「農地法第3条の下限面積について」は、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> |
| 議題10. 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について 別冊資料4 | |
| 議 長 | <p>続きまして、議題10。「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」を審議します。 それでは、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>別冊資料4をご覧ください。 議題10。「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」についてでございます。</p> <p>昨年の法改正に伴い、農業委員会等に関する法律第6条第3項の「意見の公表建議」が廃止となり、改めて、法第38条に「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」として定められました。</p> <p>今年度は、7月の地区推進協議会において各支局ごとに取りまとめていただいたものを、7月・8月の総会で審議し、9月頃市長への「意見の提出」として提案したいと考えております。</p> <p>お手元の資料に基づいて、進めていきたいと思っております。</p> <p>まず、今回は1番から5番まで5項目、提出内容を挙げております。7月の運営連絡会において、内容をまとめられるものについてはまとめた形でお示ししております。農業委員会として、市への施策に活かせるように、意見を提出するものでございますので、内容をよく吟味し、整理していただきたいと思っております。</p> <p>まとめて審議していただき、皆様方のご意見をお願いいたします。</p> <p>今回、出されたご意見を基にまとめ、来月の総会で、再度、審議していただき、最終的に意見としてまとめたいと考えております。</p> <p>1 ページに、意見の提出事項の総括と、過去、26-27年度の2カ年分の要望事項が記載されておりますので、お目通しを願います。</p> <p>2 ページ目から以降、支局から上がってきました意見をまとめたものについて読み上げまして、それに関係のある参考についてはそれぞれお目通しください。</p> <p>1 有害鳥獣被害対策について</p> <p>有害鳥獣被害対策におきましては、毎年、電気柵・箱わな等の設置や管理、猟友会による捕獲等にご尽力いただき、心より厚くお礼申し上げます。</p> <p>農作物への被害は、農業収益の減少はもとより、農業者の耕作意欲の低下を招き、遊休農地への増大へとつながります。結果的に、有害鳥獣の新たな生息域となり、被害の拡大という悪循環になっています。</p> <p>有害鳥獣被害対策については、毎年建議をお願いしていたところでございます</p> |

が、依然として被害が続いていることから、有効な対策を切に願ひ、次の事項について意見を提出します。

(1) 電気柵、箱わな等の設置経費の補助について、さらなる予算の増額をお願いするとともに、現年度の要望にも対応できる予算の確保もお願いしたい。

(2) 地域の農地を囲い込む広域な侵入防止柵設置事業の、積極的な導入の検討をお願いしたい。

(3) 鳥獣肉の需要が少ないとのことであるが、捕獲した鳥獣肉の処理・加工から販売までの一貫した体制整備をお願いしたい。

(4) 狩猟者の育成、捕獲協力費の増額及び狩猟税等の減免など、狩猟者の捕獲意欲向上につながるような支援を強化し、個体数の減少に取り組んでいただきたい。

(5) 狩猟者の少ない地域への応援体制など、猟友会が市町村の区域を越えて広域的に活動できるように、県や関係機関に働きかけていただきたい。

2 農道・水路等の整備、維持管理等について

農地は水源かん養、自然環境の保全、美しい景観の形成など多面的な機能を有しています。しかし、近年、これらを守ってきた農業者の高齢化や不在地主の増加等により、共同作業に支障をきたし、農道・水路等の維持管理が困難となってきました。また、地域によっては、通路や水路の無い水田も見受けられ、耕作をあきらめる高齢者が年々増加傾向にあり、周辺の優良農地への影響も危惧されます。遊休農地の発生防止や解消、地域農業の振興を図り安全な地域を維持するためには、農道等の整備、維持管理は欠かせないものであることから、以下の事項について意見を提出します。

(1) 農道の雑草が繁茂し通行不可能や火災が危惧される箇所があることから、伐開等を含めた維持管理を推進していただきたい。

(2) 最近の異常気象による豪雨により流量が増した場合には、それらに対応できる用排水路の整備、補修を行うため、現年度の要望にも対応できる十分な予算を確保し、迅速に対応していただきたい。

3 遊休農地解消対策について

遊休農地を増やさないために、自己の所有する農地は個人で草払いをするなど、自己保全管理に努めなければならないことは十分承知していますが、農家の高齢化や後継者不足により自己で保全管理をすることが年々難しくなってきたことから、以下の事項について意見を提出します。

(1) 現在、市の「よみがえれ農地事業」において、利用権設定による貸借を伴う遊休農地を復元する際の経費に助成をいただいているところですが、70歳以上の年金生活者に限りシルバー人材センターに草刈りを実施依頼する場合も、農用地区域内農地であれば費用の一部を助成の対象とするよう要件を緩和していただきたい。

(2) ある一定規模まとまった農用地区域内の遊休農地を、シルバー人材センターへ草刈り実施依頼するなどし解消した場合は、市の遊休農地バンクへ積極的に登録し、遊休農地の解消を図っていただきたい。

4 活動火山周辺地域防災営農対策事業の補助事業施設に係る償却資産税の

| | |
|------------------|--|
| | <p>減免について</p> <p>活動火山周辺地域防災営農対策事業により桜島噴火降灰被害を防止する目的で設置した野菜の硬質ハウス、桜島小みかん等の屋根かけビニールハウスは、降灰下では不可欠の施設です。市民に安心・安全な農産物を供給する上で、重要な役割を果たしておりますが、農家は近年の農産物価格の低迷・消費の減少等により非常に厳しい農業経営を迫られている状況にあります。</p> <p>このような中、償却資産税については事業費全体が課税対象となっていることから、農家の大きな負担となっており、新規の農業者はもちろんのこと、既存の農家もこの事業への取り組みを躊躇しており、担い手の育成を阻む一因となっています。このままでは、安心・安全な農産物を市民へ安定供給することが困難になるのではと危惧しております。</p> <p>このようなことから、以下の点について願うするものです。</p> <p>(1) 桜島という活動火山による降灰下における農業の特殊事情を考慮していただき、同事業により設置した硬質ハウスの償却資産税については、事業費の自己負担部分のみを課税対象にするよう、「鹿児島市税減免の基準に関する規則」の減免基準に規定していただきたい。</p> <p>5 農業の魅力発信について</p> <p>現在、市のホームページでは、旬の農産物の紹介や各種施策の紹介、イベントの告知案内など様々な情報発信をされています。</p> <p>今後若者や定年退職者などを農業従事の新たな担い手として掘り起こしを図っていくため、新規就農者や安定した農業経営を行っている担い手の話題や活躍を紹介する等、さらなる農業の魅力をホームページ等で発信していただきたい。</p> <p>以上で市に対する農業・農村施策に関する意見の提出に関する説明を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>審議に入ります前に、今月運営連絡会で各地域から集めた意見を集約しました。今までは部会で十分時間を取れて審議できたわけですが、今総会方式となってこのような状況となっておりますので、最初で5点にまとめていただきました。それを踏まえてご意見・ご質問をしていただきたいと思います。</p> <p>1点1点審議していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>これより、審議に入ります。</p> <p>1 有害鳥獣被害対策については、これでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>2 農道・水路等の整備、維持管理等については、これでよろしいでしょうか。</p> |
| <p>1 3 番 委 員</p> | <p>里道は入っていないのでしょうか。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 議 長 | <p>里道も関連ですよ。農道、里道で、里道も含めて要求したいと思います。</p> <p>3 遊休農地解消対策について、これはどうでしょうか。</p> |
| 2 番 委 員 | 案としてよろしいのではないですか。 |
| 7 番 委 員 | ぜひやって欲しいところですが、耕作する方向に動くかどうかだと思います。 |
| 1 8 番 委 員 | これはシルバー人材センターだけですか。それとも建設業者にお願いした場合はどうかはどうか。 |
| 議 長 | それは無理です。シルバー人材センターは市が関わっているからです。 |
| 5 番 委 員 | 草を払うというだけです。遊休農地対策ではないです。 |
| 7 番 委 員 | 草刈りだけなら年に3回は必要です。農地として利用しなければですね。 |
| 7 番 委 員 | 個人のことについては、行政はしてくれません。農道でさえ全部はしてくれないのです。 |
| 1 番 委 員 | また検討すればいいのではないですか。 |
| 議 長 | <p>また検討して、今回は断念します。よろしくお願いします。</p> <p>4 活動火山周辺地域防災営農対策事業の補助事業施設に係る償却資産税の減免について これは、毎年言われます。若い認定農業者や後継者からも言われます。いつも要望があることですので、言い続けることがやはり必要だと思います。要望することにいたします。</p> <p>5 農業の魅力発信について、これはどうでしょうか。</p> |
| 2 番 委 員 | いいと思います。 |
| 議 長 | ある程度は市民の広場等に、農業委員会から発信はしています。 |
| 7 番 委 員 | ホームページに追加項目として入れたらいかがですか。費用もかかるわけではないので。 |

| | |
|---|--|
| 議 | <p>長</p> <p>これも要望することでいいですか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、5点のうち、3 遊休農地解消対策については除いて、4点を要望していきたいと思います。</p> <p>それでは、議題10.「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」は、皆様方から出されたご意見を基に、運営連絡会と事務局で整理し、次回の第6回総会で再度審議したいと思います。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きますして、報告事項に入ります。</p> |
|---|--|

| 報 告 事 項 | |
|---|--|
| 1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 45ページ～46ページ 2件 | |
| 議 長 | 報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、喜入、8番委員お願いします。 |
| 8 番 委 員 | 報告します。45ページです。 照会日：平成28年7月6日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成28年7月19日に鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。 |
| 議 長 | 次に、松元、15番委員お願いします。 |
| 1 5 番 委 員 | 報告します。57ページです。 照会日：平成28年6月28日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成28年7月8日に鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。 |
| 2. 相続税の納税猶予に関する件について（税務署照会） 47ページ～50ページ 2件 | |
| 議 長 | 次に、報告事項2「相続税の納税猶予に関する件について（税務署照会）」 それでは、吉野、1番委員お願いします。 |
| 1 番 委 員 | 47ページをお開きください。 今回、6月17日に税務署から2件の照会があり、現地で耕作状況を調査し、報告いたしましたので、ご説明申し上げます。 対象農地は、2件とも市街化区域、一部市街化調整区域内の農地でございますが、平成21年12月14日以前の相続税猶予の制度であるため、市街化区域と同じく20年間の営農を継続した時期が到来したとき、相続税納税猶予額の免除確定を行うため、税務署から利用状況の確認の照会がきたものでございます。 対象相続人2名は兄弟であり、相続開始年月日は平成8年8月12日でございます。7月13日に17番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地を調査いたしました。 まずはじめに整理簿番号34ですが、地目はすべて畑でございまして、人参、ナス、ミニトマト等が作付けされており、農地として適正に利用していることが確認されました。 次に49ページをお開きください。整理簿番号35ですが、こちらも地目は全て畑でございまして、トウモロコシ、カボチャ、オクラ、シソ等が作付けされており、農地として適正に利用していることが確認されました。 よって、別紙の回答書のとおり7月21日に税務署へ報告をいたしました。 以上で報告を終わります。 |

| | |
|---|--|
| 3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 51ページ～52ページ 7件 | |
| 議 長 | 次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。 |
| 事 務 局 | 51ページをお開きください。 報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は7件です。 登記地目別では、田3筆、548.00㎡。畑10筆、4,367.16㎡。 合計13筆、4,915.16㎡となっております。取得した事由別数は、相続が7件。権利の種別は、所有権が7件。農業委員会によるあっせん等は、無が7件となっております。 52ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。 |
| 4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 53ページ～60ページ 25件 | |
| 事 務 局 | 53ページをお開きください。 報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係は、多い順に共同住宅が3件、駐車場が2件、一般住宅が1件、合計6件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が14件、店舗等が2件、共同住宅、駐車場、その他が各1件、合計19件となっております。 54ページから55ページは、4条関係6件、56ページから60ページは、5条関係19件の内容です。お目通しをお願いいたします。 |
| 5. 農地パトロールについて 別冊資料5 | |
| 議 長 | 次に、報告事項5「農地パトロールについて」 事務局の報告をお願いします。 |

| | |
|--------------|--|
| <p>事 務 局</p> | <p>農地パトロールについて報告します。別冊資料5の1ページをお開きください。</p> <p>1. 実施期間ですが、平成28年8月29日（月）から8月31日（水）までの3日間を中心に実施します。調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。</p> <p>2. このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地利用変更届出現地調査を行います。</p> <p>3. 調査区域についてですが、本庁1班 谷山4班 吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの9地区19班でございます。</p> <p>4. 調査員ですが、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局・支局職員でございます。</p> <p>5. 調査方法についてですが、各班は、地区の農業委員と推進委員の2名と職員2名の4名で調査します。</p> <p>6. 調査確認の方法についてですが、①遊休農地の調査は、写真を撮り遊休農地調査票に記入します。②無断転用農地は、無断転用調査票に記入します。③農地利用変更届出がある場合は利用状況を調査し、農地利用変更届出調査票に記入します。</p> <p>7. 実施結果の整理についてですが、パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等に対して今後の活用について意向確認等を行います。</p> <p>農地パトロールの日程とコースについては、2～6ページに記載してありますので、お目通しをお願いします。各調査票は、7ページから10ページでございます。よろしくをお願いします。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>（議事終了：午前11時10分）</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>事 務 局</p> | <p>「かごしま農業委員会だより」の編集委員の選出についてという資料をご覧ください。</p> <p>この件につきましては、平成23年7月の農地部会及び振興部会で申し合わせ済でございます。</p> <p>この申し合わせに基づき、今年度の編集委員をお願いしたいと思います。それでは、資料の内容についてご説明いたします。</p> <p>まず、1番目のかごしま農業委員会だよりの発行についてでございますが、農業委員会の広報を目的に、年1回、12月に発行し、農地基本台帳に登載されている全農家と関係機関等約6,300部配布しております。編集担当者は農業委員6名と事務局職員でございます。</p> <p>次に、2番目のかごしま農業委員会だよりの編集委員の選出についてでございますが、平成28年度の編集委員は、谷山地区、吉野地区、中央地区、吉田地区、松元地区、郡山地区より各1名選出することになります。</p> <p>最後に3番目の今後のスケジュールについてでございますが、該当する地区は、8月の地区推進協議会で編集委員の推薦をしていただきます。</p> <p>8月から10月までに3回編集会議を開き、12月中旬に関係者に配布したいと考えております。</p> <p>なお、編集会議の時期についてですが、総会終了後など、会議と抱き合せて開催する予定です。</p> <p>皆様から了承をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> | <p>・平成28年度第6回総会（月例）開催日時は、 8月26日（金）午前10時00分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時15分）</p> |